

物品売買契約約款

(総則)

- 第1条 発注者と受注者とは、契約書及びこの約款(以下「契約書」という。)に基づき、別添仕様書及び図面等(以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約の目的である契約書記載の物品を、契約書記載の納入期限内に契約書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は、その契約金を支払うものとする。
- 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(納入の通知)

- 第3条 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

(検査)

- 第4条 発注者は、物品の納入を受けたときは遅滞なくその検査を行わなければならない。
- 2 発注者の検査の結果、不良品があるときは、受注者は、当該不良品を直ちに引き取り、発注者の指定する日までに良品を納入するものとする。
- 3 検査に合格したときは、発注者は、物品を受領し、直ちに受領書を受注者に交付するものとする。
- 4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又は毀損した物品の損失は、受注者の負担とする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第5条 物品の所有権は、検査に合格したのち発注者が物品を受領し、受領書を受注者に交付したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第6条 受注者は、納入した物品に品質不良、変質、数量の不足、その他契約の内容に適合しない場合があるときは、別に定める場合を除き、所有権移転の日から1年間、その補修、引換え、補足又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責を負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第7条 受注者は、納入期限までに物品を納入することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付した書面により納入期限の延長を請求することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者間とので協議の上定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者の責に帰すべき事由により物品を納入することができない場合にあっては、発注者は、受注者に損害金の支払いを請求することができる。

3 前項の損害金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」という。又年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全部を切り捨てる。）とする。

4 受注者は、発注者の責に帰すべき事由により、第10条第3項の規定による契約金の支払いが遅れた場合には、発注者に対して遅延利息の支払いを請求することができる。その額は、契約金額につき、遅延日数に応じて、前項の規定を準用して計算した額とする。

(契約内容の変更等)

第8条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第9条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。

(契約金の支払い)

第10条 受注者は、物品の納入が完了し、かつ、発注者の検査に合格したときは、契約金を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、物品を分割して納入し発注者の検査に合格したときは、当該納入物品に係る契約金を請求することができる。ただし、仕様書等において納入が完了し、かつ発注者の検査に合格したときに一括して契約金を支払うと定めたときは、この限りでない。

3 発注者は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約金を支払わなければならない。

4 契約金支払時の消費税相当額については発注者の負担となるが、本契約案件の消費税額は契約成立日の税率により計算したものであり、税率変更等により消費税額が増額されたときは、発注者は、受注者の請求によりその増額分を受注者に支払うものとする。

(発注者の解除権)

第11条 発注者は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかでないときと発注者が認めるとき。

(2) 受注者又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の担当職員又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(5) 前各号のほか、受注者が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

(6) 第13条第1項の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約が解除されたときは、発注者に、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知に代えることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。

(発注者の特別解除)

第12条 発注者は、前条第1項に規定するほか、必要があるときは契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第13条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により、発注者が物品の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(2) 第8条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

2 前条第2項の規定は、第1項の規定により契約が解除される場合に準用する。

(解除に伴う措置)

第14条 発注者は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第12条の規定によるときは発注者が定め、第13条又は前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(相殺)

第15条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(談合その他不正行為による発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第66条に規定する審決(同条第3項の規定による原処分を全部を取消す審決を除く。)を行い、当該審決が

確定したとき(独占禁止法第77条第1項の規定により、この審決の取消の訴えが提訴されたときを除く。)

- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えが提訴され、当該訴えについて請求棄却または訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条の規定による刑が確定したとき。

(談合その他不正行為による賠償金又は公正入札違約金)

第17条 受注者は、前条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金又は公正入札違約金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。納品が完了した後も同様とする。ただし、前条第1号から第3号までのうち、命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など、発注者に金銭的損害を生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金又は公正入札違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金又は公正入札違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第18条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第19条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者との間で協議して定める。